

獣医学部(科)学生の家畜診療所における 臨床実習実施要項

秋田県農業共済組合連合会

1. 実習受入れ人数

4名程度

2. 実習対象者

獣医系大学の獣医学部（科）に在学する学生で、本会家畜診療所において大動物の臨床実習を希望する者としてします。

3. 実習内容

本会家畜診療所の獣医師の指導により、家畜共済業務の概要を体得していただくとともに、大動物診療の一部を体験してもらいます。

4. 実習時期及び期間

実習時期及び実習期間は学生と本会との協議で決定します。

5. 実習の申込みと受入れの手続き

本会は、次の手続きにより実習希望学生の受入れを決定します。

- (1) 実習を希望する学生は、「臨床実習申込書（様式1）」を実習期間の1カ月前までに本会総務課あて郵送するか、直接本会家畜診療センターへ持参して下さい。
- (2) 本会は申込書を精査の上、受入れを許可する実習生及び受入れ先家畜診療所を決定し、「臨床実習許可書」により本人あて通知します。
- (3) 受入れが決定した実習生は、実習に係る「誓約書」（通知に添付）を作成して本会家畜診療センターあて郵送するか、直接本会家畜診療センターへ持参してください。

6. 実習に要する経費

実習先までの旅費及び宿泊費については、1名当たり5万円を限度として本会が支給します。

7. 傷害保険への加入

実習生は実習中の不慮の事故に備え、実習期間中は傷害保険への加入を考慮してください。

8. 実習期間中の事故

実習期間中の自動車事故、その他の不慮の事故については、本会はその発生防止に努めるものとしませんが、万一事故が発生した場合はその責を負わないものとします。

9. 実習生の遵守すべき事項

- (1) 実習生は、実習先への出発時及び終了時に主任（担当）教授に連絡し、必要な指示等を仰いでください。
- (2) 宿舎は本会で予約準備しますが、白衣、長靴、聴診器、その他日常衣服、印鑑、日用品程度は携行してください。
- (3) 実習生が故意又は重大な過失により施設、器具類等を破損した場合は、実習生が弁済の責を負うものとします。
- (4) 実習生は指導獣医師等の指示に従い規律ある行動をとるものとし、規律を乱すときは実習を中止させることがあります。

10. 問い合わせ先

〒010-0001 秋田市中通三丁目4-50

秋田県農業共済組合連合会

家畜診療センター 担当：柴田

TEL 018-884-5232

FAX 018-835-8226

E-mail:k-shibata@nosaiakita.or.jp

URL <http://www.nosaiakita.or.jp/>

(様式1)

平成 年 月 日

秋田県農業共済組合連合会長 様

大学 学部(科)
印

(実習希望者本人)

臨床実習申込書

貴連合会の「獣医学部(科)学生の家畜診療所における臨床実習実施要項」に基づき大動物の臨床実習を受けたく、ご許可下さいますようお願い申し上げます。なお、実習中の規律、不慮の事故等につきましては、貴連合会にはご迷惑をおかけしないことを申し添えます。

記

1. 実習生

(ふりがな)

氏名

学年 性別 年齢 本籍地
(年 男・女 歳 都・道・府・県)

現住所

(TEL)

2. 実習期間(原則として、月～金曜日)

平成 年 月 日～平成 年 月 日の合計 日間

3. 実習を希望する家畜診療所(希望があれば○印を記入)

 県北・中央部・県南 家畜診療所